

令和3年6月10日

保護者各位

石垣市教育委員会
教育長 石垣 安志
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策について【お知らせ】

平素より、本市における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の陽性者の増加に伴い、学校において、6月2日から13日までを臨時休校としています。現在、日々の陽性者数は減少しつつあり、効果は出ていると認識しています。

これらを踏まえ、臨時休校の期間については、当初予定のとおりとし、下記により学校を再開します。

記

1. 令和3年6月14日（月）からの登校とします。
※ただし、今週末（6/12・13）に感染が急激に拡大した場合は、再開を見直す可能性もある。
2. 休校明けの対応
 - (1) 上記の期日より授業（給食含む。）を行います。
 - (2) 部活動及びスポーツ少年団等の活動について
 - ・6月14日（月）～15日（火）（市独自の非常事態宣言期間中）は全面休止とします。
 - ・6月16日（水）～20日（日）（県緊急事態宣言期間中）は条件付きで活動を認めます。

【条件】

8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、平日90分以内、土日休日2時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行うこととする。

また、活動においては以下を留意してください。

○留意点

- ・活動開始前に、指導者にて健康観察（検温等）を行うこと。
- ・体調等がすぐれない者は参加しないこと。また、同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないようにすること。
- ・終了時間厳守及び朝練、時間外活動（自主練と称した活動）等はないこと。
- ・可能な限り、感染及びその拡大のリスクを軽減させる活動とすること。
- ・活動終了後に、生徒同士で食事をしないこと。
- ・練習試合、合宿等を行わないこと。
- ・激励会や栄養会等の集いを行わないこと。

(3) 同居する者以外との会食等を控える。

(4) 学校施設（体育館等）の外部者利用は、県緊急事態宣言期間中は不可とします。

3. その他取扱い

(1) 児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられるときや、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられるときは出席停止とします。

(2) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟等）がいる場合、その児童生徒は、出席停止とします。ただし、当該濃厚接触者が検査で「陰性」と判定されたときは、登校を可とします。

(3) 臨時休校期間中に、学校へ「旅行届」提出無しによる郡外移動をした児童生徒は、帰島後 1 週間の自宅待機（出席停止）とします。（帰島日を 1 日と数える）

※出席等に関する質問や確認等は、各学校へお問い合わせ下さい。